

日時：令和元年12月17日（火） 16時00分～18時00分

場所：経済産業省本館17階第2共用会議室

○正田商取引監督課長 定刻となりましたので、割賦販売小委員会を始めさせていただきますと思います。

本日、岩下委員、柳川委員、渡辺委員が所用により御欠席でございます。また、藤原委員は遅れての御参加ということになっております。よって、本日は委員12名のうち9名が御出席ということで、定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、岩原委員長、本日の進行をお願いいたします。

○岩原委員長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

事務局からの資料であります「時代の要請を受けた消費者保護～催告書面の電子化～」（補足説明資料）について事務局から説明をお願いいたします。説明をいただいた後、討議と質疑応答の時間をとりたいと思っております。まずは商務・サービスグループ 正田商取引監督課長から説明をお願いいたします。

○正田商取引監督課長 お手元の資料2をお開けください。

資料2ですが、前回の審議会の際に、特に書面交付の電子化のところ、契約解除前催告書面をどのように電子化するかという点につきまして、色々な意見がございました。具体的には、この資料2の1ページ目ですが、まず上のところで、前回、事務局資料といたしましては、契約解除前等の催告書面につきましては、スマホ・パソコン完結型の場合には完全電子化、それ以外の場合には原則情報提供、購入者から求めがあった場合には書面交付をしなければならないという整理をしてはどうかということを御提示させていただきました。

その際に、前回までにこの事務局案につきましては、一方で肯定的な意見、それから否定的な意見がございました。

左側のところの肯定的な意見といたしましては、FinTechの事業ということなどを考えると、基本的にデジタルで完結するような設計ということを見ると、書面であるということ、書面であることを過大に求めるのはどうかということ。それから、量に関わらず、体制を構築しなければならない、書面を交付しなければならない場合が生じる前提になりますと、体制の構築整備が必要になり、コストになるという意見などがありました。もちろんこういった特

にスマホ・パソコン完結型の場合には、書面というものよりも電子的な手段のほうが利用者の側も受け取るに当たって非常にスムーズなのではないかという御意見もありました。

また、否定的な御意見といたしましては、契約解除や期限の利益の喪失といった効果が催告書面にはありますので、そのところは通常の手紙というものとは、通知のようなものとは性格が異なるということ、また、事業者の負担ということを考えても、催告書面を発するような局面は非常に少ないのではないかと考えた場合を踏まえ、電子化については慎重に検討を進めるべきではないかといった御意見がありました。

これに対しまして、次のページですけれども、検討を少し加える必要があらうかということでございます。催告書面については、今ありましたけれども、電子的手段を有しない利用者の方々などには一定の配慮が必要だという一方、現行制度では書面交付以外の方法を認めていないという制度体系になっておりますので、そこについては利用者自身の意思が尊重されてもいいのではないかと考えられるのではないかと。その意味では、少なくとも同意を得た上での催告書面の電子化が考えられるのではないかと。また、スマホ・パソコン完結型の場合にはデジタルディバイドの問題なども想定しにくいということが考えられますので、そういった中では完全電子化ということも許容できるのではないかと。ということでございまして、矢印のところ、整理といたしましては、スマホ・パソコン完結型のサービスに係る契約解除前等の催告書面については完全電子化、それ以外の契約解除前等の催告書面につきましては段階的な見直しを行っていくということとして、現時点では原則書面交付とした上で、例外的に利用者が承諾した場合には、電子メール等の方法によることができるという整理をしてはどうか。特にスマホ・パソコン完結型以外の部分につきましては、これまでの現行の制度との違いと言いますと、現行の制度は一切例外的な措置を認めておらず、とにかく書面によるということになっているわけです。

ただ、今回、少し見直しするということとしては、例外的に利用者が承諾した場合には電子メール等によることができるということで、半歩見直しということとしてはどうか。ただ、今後につきましては、スマホ・パソコン完結型サービス以外のサービスについても、契約解除前等の催告書面について、さらなる電子化を今後も検討していくことが必要なのではないかということでございます。こういったところで、前回の議論を踏まえまして、調整できるような形の案として事務局として提示させていただいているということでございますので、御議論いただければと思います。よろしくお願いたします。

○岩原委員長　　どうもありがとうございます。

それでは、ここからは16時40分頃までを討議と質疑応答の時間にしたいと存じます。事務局から御説明いただいた資料の内容について、御不明点に関する確認、御質問や御意見など、御自由に御発言いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

二村委員、どうぞ。

○二村委員　ありがとうございます。最終的にこのような取りまとめになるということについて、どうあっても反対と申し述べるわけではないのですが、いささか今回のまとめというのは今までの議論の流れから急にトーンダウンという感が否めません。確かに色々な問題点が出てはきている、指摘もあったことは事実ですが、大きな流れで見たときに、そもそもデジタル社会を形成していくのだというのが基本的な理念として、もう既に平成12年のIT基本法の中で謳われているわけです。その流れをまず無視してはいけないのではないかと。これが1点目でございます。

それから、御指摘の中で、催告書面の場合、見落としの危険があるのだ、だから紙だというのはかなり論点に飛躍があって、ポイントとなるのはプル型かプッシュ型かではないかと思うのです。つまり、サーバーに置いておいて、利用明細を見に来てくださいというものは見落としの危険がありますというのは議論としてはよく分かりますが、メールを配信しました、これを見落としますということがそんなにしょっちゅうあることなのか。むしろ、それはかなりルーズなタイプの人で、実際、私、実務の中で、債務の返済を滞らせて、溜めてしまった人を見る限りにおいては、催告書面すら開封しない、見ることを避けてしまうということが往々にして起きるわけです。そういう意味でいうと、プッシュ型でまず知ることができる状態をきちっと作り出すということが必要なものであって、そこを紙であるかどうかというのは余り本質ではないのではないかと考えております。

さらに、デジタルでやることのメリットを完全に見落としている。つまりデジタルの場合には速報性があるわけです。延滞で期限の利益喪失ですという催告を送るという人は、もう遅延損害金が発生しているわけです。この人に対して早く払いなさいということを一刻も早く届けるほうがむしろメリットがあると言えるわけです。このようなことをバランスよく見た上で、今のタイミングではどうだという議論であるのだったらいいのですが、そこら辺がすっぽり抜け落ちて、ただこういう意見があった、それではこの辺でとってやってみようかというまとめですと、これは議論のまとめ方としては余り納得感がないと思う部分です。

最後にもう一点ですが、結局のところ、大きな方向性としてどうかというところが全体

の意見、最終的な報告書も含めてきちっと反映されていかないと、その場その場で何か大きな声があった、わっと入ったという、そちらの結論になりますということでは政策形成としては大変まずいのではないかと考えております。そこら辺も踏まえて報告書もまとめていただきたいと思っている次第です。

○岩原委員長　他に御質問、御意見ないでしょうか。田中委員、どうぞ。

○田中委員　私も二村委員と基本的に同じような意見でして、やはりこれからの社会というものを考えるに当たって、そもそも色々なものがデジタルで管理されていて、デジタル前提でビジネスが回っていくように国全体としても変えていくのだという方向性はきちんとフォローしていくべきだろうと思います。ですので、①について完全電子化と、そのとおりだと思いますし、②についても基本的には原則情報提供という方向にできる限り倒すべきではないかと思っています。

私、法律の作り方等、不勉強でよく分からないので、1点質問というか、意見というかなのですけれども、そもそも原則というものを定める必要があるのだろうかとも思います。ここまで決めてあげないと各事業者は決められないのでしたっけというところは、そんなことないと思いますし、各社が自分たちでどちらをベースにするかということを決められれば、それでいいのではないかと思いますし、二村委員が仰ったとおり、それぞれの消費者個人において、プッシュで送られる手段はどれが良いのかというのは、今、非常に多様になっていると思いますし、電子で、メールで送られるのが良いという人もいれば、紙のほうが良いという人もいます。それぞれに各社がどのように対応するかというものを自分で決められるという考え方も良いのではないかと思います。

○岩原委員長　他に何かございますか。池本委員、どうぞ。

○池本委員　池本でございます。前回もちょっと申し上げたのですが、今回の提案の中のスマホ・パソコン完結型について、完全電子化という、これまで制度として経験していない方法をとるということに正直に言って危惧を覚えているものです。先ほども御意見がありました、事業者と消費者とで、それぞれこれでどうかというものにしてはどうかという意見がありました、完全電子化というのは書面が欲しいといっても応じてもらえないという世界になっていくことになります。そして事業者からすればコストを削減できる方法となれば、恐らく全体がデジタル化という流れになることはもう避けられないと思います。もちろん社会全体としてデジタル化の方向を進めていくという大きな流れそのものを反対するという趣旨ではありませんが、デジタルディバイドと呼ばれる、要するに十分

に対応できない人に対する配慮というものなしに制度を進めていくということについてはやはり大きな危惧がある。

実は今回の件も、これは後の報告書の中で少し反映していただいています。完全電子化するということが果たして問題を起ささないだろうか。先ほど、一旦この段階でまた状況を見て段階的に緩和していくという趣旨の御説明がありましたが、もちろん問題なく、さらに進めても大丈夫だというのであれば、さらなる緩和という選択肢もあるかもしれませんが、状況を慎重に検証した上で、あるいは、やはり本人の希望を尊重すべきであるという選択肢もあり得るのだという意味で、あくまで今回の結論が最終結論ではないという意味で、ぎりぎり、これはどうしてもだめだということまでは申し上げるべきではないのかなと思っております。

むしろ、その関係で、可能であれば、今後電子化を進めていく事業者、あるいは事業者団体の方に2、3質問があります。あるいは事務局からもお答えいただければいいのですが、ちょっと質問させていただきたいと思えます。

と申しますのが、これは消費生活相談の現場などで聞くのですが、これは現在のクレジット業界が、という趣旨ではないのですが、電子データでやりとりをしている中で、通知が来て、アクセスして確認する。ところが、しばらくたって何かトラブルになって、もう一度見ようとしたら、それほど期間が長くてないのに、もう削除されてしまっているケースがある。つまり、紙であればもうそのまま、どこかにしまい込んで探すのが大変かもしれませんが、自分で積極的に捨てない限りは残っているが、デジタルの世界になると、事業者の側で削除されて、後で本当にトラブルになったときに確認できないということがある。例えば消費者契約法の取消権とかでいえば、本当は決済が終わって1年くらいは残っている必要があるのではないかと思うのですが、このデータの保存期間をどのようにお考えなのか、あるいは現状がどうなのか、今後電子化を進めていくに当たって、再確認の必要性等の関係でどうかという点が質問の第1点であります。

あと2点あるのですが、契約書面と催告書面、通常の紙ベースであれば、書式自体で違っているということが通例だと思いますし、あるいは、引き落としがありません、払ってくださいという簡単な書面と催告書面は形式が明らかに違っていますが、デジタルで送信とすると、表題や何か、よほど特徴を置かないと、見た目では区別がつかないです。そうすると、重要な催告書面だけれども、そのことを見落とすという可能性がむしろ高まるのではないかと。その辺り特に重要な、これは催告書面特有の問題かもしれませんが、何か特

別な警告的な趣旨が伝わるような工夫が必要なのではないか。この辺り、既にやっておられるところがあればお伺いしたいし、そうでなくても今後どうするかということについてお考えがあればお伺いしたい。

最後に、先ほどデータが来たら、それを開いて情報を確認するというのがありますが、この頃、いわゆるフィッシング詐欺というものが特にこういう決済分野について色々あります。それにアクセスしてID、パスワードを盗られてしまうという問題がしばしば報道もされたり、あるいは消費生活センターでのトラブルでも出てきています。こういう問題について、昨年から今年にかけて携帯電話のキャリアのところでもそこが大きく問題になって、携帯電話のキャリア3社は今年相次いで携帯の端末を紛失、盗難した場合等、ID、パスワードの盗難とか詐取、そういう場合も想定して、特にID、パスワードの詐取なども含めて、損害の分担について約款の中に追加したと聞いておりますし、実際の約款もそのように加えられているというのを確認しました。

他方で、クレジットの世界ではカードの紛失などは以前から一定のルールを定めて、社会的にも定着しているかと思うのですが、ID、パスワードの場合に盗難、詐取された場合にどうなるかというのは、多くのカード会社についてはまだそこを明記されていないのではないかと。私も何件か見ましたけれども、確認できませんでした。今後全体をデジタル化していくとなれば、そこもルールを約款の中に明記していただく必要があるのではないかと。その辺りについての御予定ないし考え方についてお伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

○岩原委員長　　3点の御質問がございました。まず、それでは、正田課長。

○正田商取引監督課長　　1点目ですが、電子データでやりとりをして、その中でプッシュ型のときにアクセスして状況を確認する、それがきちんとホームページなりにログインして、データが残っていれば良いけれども、削除されているケースなどがあるのではないかと。今、実際にどのように、どのくらいの期間でこういうものが運用されているかについては、恐らくクレジット協会さんのほうで大体の相場があると思いますので、補足していただければと思いますけれども、いずれにいたしましても、このところについては現在においてもこの形で、少なくとも事前の承諾を得て、書面交付に代えて電子化をする場合においても、今既に実際にプラクティスとして運用されている中で、我々行政当局としては特段のトラブル事例等を認識しているという状況には無いので、特に本当に困ったという、トラブルが殺到しているという状況はございませんので、そう

いう中では事業者におけるある程度の現状のプラクティスで進められるといった前提であれば、特段法律なり何らかの規制という観点で、これこれの期間は保存しなさいとか、そこまで細かく行政当局が何か言うという話ではないのではないかと考えております。

また、2番目の催告書面が電子メールなどで来た場合に、わかりやすくタイトルなどが表示されていて、きちんとアイデンティファイできるようになっていることが必要なのではないかという御指摘につきましては、催告書面ですから、事業者さん自身も払ってほしいという状況の中で催告するわけですので、つまり、事業者さんはそういうマインドでメールを出しているわけですので、事業者さん自身が分かりづらくしてということは通常の行動様式としてはなかなか想定しにくいと思います。現在も催告書面についてどのような様式で、どのような方法でやりなさいということをご細かに定めているわけではありません。そういった中で、特段の非常に問題になっているという事項は見受けられていないという状況の中では、やはりこのところについては基本的にそういった催告書面を求める際の通常の企業の方々の行動様式を考えれば、これにつきましても行政側で何らか規制のような対応で考える形のものではなくて、まずは事業者さん自身で分かりやすい形で当然催告されると思いますので、そのプラクティスを見ていきたいということでございます。

それから、3番目のフィッシング不正利用被害の問題でございますけれども、こちらにつきましても、細かなところ、現状につきましてはクレジット協会さんなりから補足があるかと思いますが、このところにつきましても、不正利用に関する補償の問題などについてキャッシュレス推進協議会でも事例集などをまとめたところでありますが、いずれにいたしましても民民の民事関係において、どのような負担関係を持つかということについては一義的には民民の中で整理されるものだと思いますので、こちらにつきましても、今は行政が何かを言うという状況ではないのではないかと考えているところでございます。

補足があれば、ぜひお願いします。

○岩原委員長　それでは、與口さん。

○與口様　そうしましたら、もし事業者の立場から、島貫さんあたりから何かあれば補足していただければと思いますけれども、まず1点目の何らかの形でトラブルになったときに消えてしまうのではないかということに関してなのですが、恐らく仰っているのはウェブ明細のようなものかと思いますが、ウェブ明細ですと、今、確かに年度単位とか年単位で保存されておりますので、1年分溜まるのですが、確かに今の時点で例えば去年の1

年前が見られるかといわれると、恐らくそういう考え方はとっていないものですから、4月から始まれば翌年の3月分までは入っていると思いますが、また消えてしまって、また4月からスタートするという積上げ式になっているのではないかと現状は思っております。

確かに、保存期間を定めたほうがいいのではないかと御指摘なのですが、これについては今の書面の交付についても、正直、利用明細を消費者の方にお送りしても、それを保存するか、また、すぐに確認だけして、ごみ箱に捨ててしまうかというのは、その消費者に委ねられているという変な言い方ですが、扱いは個人差があるような気がいたします。そういう意味では、今回、電子的にお送りしたものを、全く保存できないような状態でお送りするということはどうかと思っておりますけれども、ある種保存できる状態でお送りしたものを保存して、いつでも見られるような状態にしておくのか、あるいは、すぐに削除してしまうのかというのは、削除といいますか、保存せずにそのまま放置するかということになりますが、ある種、消費者の方の選択なのかなと。それをあえて一定の期間、必ず事業者にいつでも容易に見られるような形で提示を義務づけるというのはちょっといささかという感じが感覚としてはいたしますというところがございます。もちろんサービスとして、そういう形で消費者がみられるような環境を作るということはもちろん否定するものではないので、そこは誤解の無いようにしていただければと思っております。

それから、2番目の御質問の催告書面の明確化については正田課長が仰ったとおりで、まさに我々としても、とにかく明確に認識してもらわないことには話になりませんので、そういう意味では債務を支払ってもらうためにお送りしていますので、目立つようにといえますか、むしろ、わざわざ目立たないようにするということはまず無いだろうとは考えております。

それから、最後の御質問のID、パスワードについての補償に関することなのですが、これも今、私どもクレジットカード会社でID、パスワードを使って商品の決済とか、マネーの決済ができるような仕組みは持っておりませんので、もしかすると、例えば先ほどのID、パスワードで入っているウェブ明細のサイトで何か購入ができるようにするとか、そこにクレジットカードをセットしておいて支払いにも使えるような状態にするということは将来的に、あるいは例外的に存在しているかもしれませんが、そのようなことがあれば可能なかもしれませんが、今はそういう状態ではないと認識しているのと、仮にそういうID、パスワードをセットしたところに入って、そこにあるクレジットカード番号を使って何らかの不正使用が起こったとすれば、それはクレジットカードによる不正使用とい

うこととなりますので、そういう意味では今の約款にありますクレジットカードの不正使用の、もちろん故意、重過失がなければということですが、あくまでもそれはクレジットカード会社が補償するという補償規定の中の対処法になるのではないかと考えておりますので、我々の今の段階での理解はそんなところでございます。

○岩原委員長 島貫さん、どうぞ。

○島貫様 三菱UFJニコスの島貫でございます。

今の3つの御質問について、実務の立場から御説明いたします。これはあくまで弊社の場合でございますので、他社さんとは若干違うところがあるかもしれませんが、最初の電子データの保管でございますが、明細書等のデータにつきましては、弊社の場合は3年間保管しておりますので、お客様である会員の方が自分でサイトを見に行くと前月とか前々月に限定されてしまうところがありますが、御指摘いただければ、3年分は保管してお出しするということはできる。それから、最近会員の方で、電子データで、メールでいろいろやりとりするということがあります。そういったもののデータも、少なくとも実務的には1年以上は保管して、後々、交渉記録もちゃんと残しておくというようになっております。

それから、2番目の催告書面について、今のところは全面的に文書でやりとりしております。ただ、お客様とのメールのやりとりについても、どちらかというと、お客様ではなく会員の方から契約書面をデータで送ってくれとか、契約をデータで送ってくれという希望があった場合、データで送っているというケースがほとんどでございますので、こちらからプッシュ型でどんどん送るということはマーケティング以外はやっていませんので、そういった事例は今のところないということでございます。

それから、フィッシング詐欺については、今、與口氏の御説明のとおりでございます。ID、パスワードだけでは不正は発生しなくて、カードの番号、PANと一緒にセットで盗られたときということなので、この場合はカードを再発行して、番号を変えて、差しかえて、ID、パスワードも変更していただくということをこちらからお願いし、万が一不正があった場合は、先ほどの御説明のとおりでございます。利用者である会員の方の過失の度合いによってカード会社としても対応させていただいているというところでございます。

以上です。

○岩原委員長 池本委員、どうぞ。

○池本委員 御説明ありがとうございます。ちょっと確認というか、要望も含めて申し

上げたいと思います。3点質問しましたが、いずれも法的な義務づけを直接求めるという趣旨ではございません。特に盗難、詐取の問題は現在もカード約款の中でやっていることですし、それ以外の書面の明確性とかということも法律的に一律に義務づける性質ではないと思います。ただ、データ化する流れが進んでいったときに、少なくとも直近の例えば1年くらいについてはアクセスすればすぐに再確認できるようになってほしいという要望として、もちろん何年も何年も全部いつでも閲覧できるようにという、データの設定の容量の問題もあるのかもしれませんが、少なくともデジタル化したことによってアクセスが困難になるということがないように。

それから、先ほど、当面のものと、3年間保管してあるというところも、ここに載っていないものも要望があれば開示しますということを示していただくなりして、データ化したことによって再確認が困難になるという実態にならないようにということをお願いしたいと思います。

それから、3点目のフィッシング詐欺との関係ですが、ID、パスワードの盗難、詐取という言葉を使ったので、ちょっと誤解を招いたかもしれないのですが、クレジットの場合には、カードを持っていて、そのカード番号をネットで入力するというときには、先ほどの御説明だと、これはカードの不正利用の枠に整理できると理解しました。ただ、カードを発行しないで、カードレスで本人の利用枠を決めて、それを会員番号なり、あるいは暗証番号なりで利用ができるようにした場合に、カードの紛失、盗難という概念に入っていないと危惧するわけです。ですから、それが入ると解釈されるというのであれば、むしろ約款の中で明確にしておいていただく必要があるのではないかとこの点だけ要望として追加したいと思います。

○岩原委員長　ほかに。では、加毛委員、どうぞ。

○加毛委員　ありがとうございます。今の池本委員のやりとりなども含めてということなのですが、デジタル化が進んでいくというのは世の中の趨勢だというのは多分誰も争いがないところだと。また、例えば契約解除に関する催告書面について、ちゃんと利用者が理解できるような形で送られる必要があるだろうと。自分が被る不利益について、正確に利用者が認識する必要があるのだということも恐らく誰も争わないのだろうと思います。問題はそれをどのように達成するのかということであるというわけなのですが、先ほど正田課長から、例えばどのような形で催告書面を出すのかということは、第一義的には事業者委ねられているという御発言がありました。それはそうなのだろうと思うの

ですけれども、我々が今後議論していくべき方向は、デジタル化が進んでいくということ
を前提とした上で、どうすれば利用者に適切に情報を届けることができるのか。プッシュ
型という話もありましたけれども、単にプッシュ型というだけではなくて、その中でどの
ような工夫をしていくことができるのかという点を議論すべきなのだろうと思います。

そういった意味では今回スマートフォン・パソコン完結型サービスについては、少なく
とも完全電子化をするという方向性が示され、その中で各事業者がどのような形で利用者
に対して情報をわかりやすく、かつまた、とりわけ重要な情報については目に留まる形で
提供することができるのか、どういうプラクティスが積み重なっていくのかということも
やはり経済産業省としても非常な関心をもって注視していく必要がある。また、事業者団
体、業界団体の方にも、個社の取組の中でこういったものが望ましいのかといったベスト
プラクティスと申しますか、そういったものをお示しいただくという方向で議論を積み重
ねていくということが今後の規制のあり方を考える上でも生産的なのではないかと思いま
す。

以上です。

○岩原委員長 沢田委員、どうぞ。

○沢田委員 ありがとうございます。今後の方向性という点に関しまして、もう一点だ
け、今、加毛委員が仰ったこととかなり重複しますが、付け加えさせていただきたいと思
います。デジタル化の方向はもう避けられないものですが、それと共に規制のあり方の方
向性としても、性能規定化を検討すべきだと思います。何のために書面を交付するのかと
いう目的に立ち返って考え、目的が満たされるのであれば、どのような方法でも、事業者そ
れぞれにお任せするという形に本来は変えていくべきです。もちろんどのような形が最も望
ましいか、フォローやレビューは当然必要と思いますが、基本の方向性としてはそのよう
に変わっていくべきではないかと思えます。

以上です。

○岩原委員長 唯根委員、どうぞ。

○唯根委員 ありがとうございます。唯根です。

消費者側からすれば、デジタル化、電子化については当然時代の流れというのはわかる
のですけれども、今現在の状況でスマホ、パソコンを使っている私ども高齢者に関しまし
ては、パソコン第一世代とでもいうのでしょうか。何かインターネットで不具合は不安が
あればメールアドレスは変更して使いましょうとか、使い勝手についてはポケベルから始

まった携帯電話の初期派の感覚を引きずる世代の人々全てがこれからのこういう新しい仕組みについていけるかなという心配がございます。そういう意味では今、加毛委員や沢田委員からも出ましたように、業界、事業者さんに任せるのではなくて、できるだけ統一的な形や例示で、例えば特定商取引法などですと、契約書や重要説明書などの書式ですとか、表示を消費者にできるだけわかりやすくということで共通化して下さったり、例を出していただいたりしていますので、そのような方法で催告書やメール形式に対しても、電子化を図る中では、ぜひ消費者にわかりやすい表示だったり通知の仕方など、行政側が積極的に業界を指導して行っていただければと思います。

以上です。

○岩原委員長　それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員　皆様の議論を聞いていて、1点だけ気になったので、指摘だけしておきたいと思うのですが、電子化の話で、紙か電子かという話と、電子の場合にプッシュが来るかというところがちょっときちんと整理されていないなと思いました。特にプッシュが来るかというところで、プッシュと言っているものがメール等で利用者に配信するというタイプで、プルというのは基本的にはウェブサイトなどに見に来てもらうということ想定していると思うのですが、現状、ほぼほぼ電子の場合は多分プルで提供しているということだと思いますが、プルといっても、例えば明細ができましたみたいなメールはプッシュで来て、そこにURLが書いてあって、それを飛んでサイトに来るみたいな場合のプルもあるわけです。

今回、催告書面の電子化として、プッシュが来るかといったときに、プルならいいのではないかといったときに、ではどこまでと。電子化された催告書面そのものがメールの中に書かれているとか、メールに添付されているみたいな形で完全にプッシュみたいなものを想定するのか。催告書面がここにありますがURLだけ送られて、サイトに見に行く、これはどちらかというところプルなのかと思うわけです。それは多分、池本委員が御指摘されていた、これはいつまで保存されるのですかみたいな話だと思うので、このレベルで本来どうすべきかみたいなところを最終的にはきちんと整理していただく必要があるのかなと思います。

○岩原委員長　他に何か、よろしいですか。では、二村委員。

○二村委員　先ほどのものに1点補足させていただきたいのですが、先ほど紙であるか、デジタルであるかが本質ではなくて、見ることを容易にできるようにするという観点でい

うとプッシュであるかどうかが大それたことではないかということをお願いしました。それとはまた別にデジタルであることのメリットも申し上げました。残る1点、デジタルディバイドとの関係を指摘し忘れたのですが、今この事務局から出ている資料では、本人の意思にかからしめるという形でデジタルディバイドの問題を回避しようという処理をしているわけです。

ただ、本人が積極的に催告書面、デジタルでいいですという意味なのか、それともデジタルディバイドというところから言うと、デジタルを使っているということがわかればデジタルディバイドの問題はないという判断ができるのではないかと。そういう意味で言うと、例えばメールアドレスを登録していますとか、ラインIDを共有していますとか、こういう形でデジタルでの通信手段を持っているということが明らかである人については、別段デジタルディバイドの問題はないという評価をしてもよろしいのではないかとおもうのです。そういうものの今後の制度設計のときに、単に本人が積極的に手を挙げましたという指標だけでとっていくと、なかなかデジタル化社会というものに向かっていく上では課題が大きくなるのではないかとおもうので申し上げます。

○岩原委員長　青柳さん、どうぞ。

○吉川様　青柳の代理で参っております吉川でございます。ちょっとタイミングが遅れてしまったのですが、池本委員の御質問の点について、いわゆるこの場で議論しているようなスマホ完結型のようなサービスを提供している事業者は、これまで御説明があったところとまた少し違う部分もあるかなと思われましたので、補足的に御説明させていただきます。

質問1のデータの保存期間のところですが、これ、各社ばらつきはあると思うのですが、池本委員が仰っていたような想定するシーン、何か御利用者の方が思い出して見に行ったときに消えているというのは、数年後にそういうことをやるというのは余り想定しにくいかなと思いますが、弊社で考えると、数年ぐらいは掲示を続けているという運用をしていますので、想定される事例に基づく期間でいうと、見に行った場合に消えているという事例は弊社の場合もちょっと考えにくいかなと思いますし、他社さん、特に最近サービスを始めているような各社の方々も似たような状況なのかなと思います。

それから、質問2の書面を電子化したときに契約書面と催告書面みたいなものを区別できるのかということも、デジタル上も様々な工夫ができるかなと思っております。電子といったときに、いわゆるEメールが届くという形式と、アプリ内で通知があるという場

合で結構状況が違うかなと思っております。メールにつきましては、例えば件名の工夫とか、そういうところでも引き続きやる余地は結構あるかなと思いますし、アプリについてはさらに工夫の余地があるかなと思っていて、通知の件名で工夫するというのはEメールと同様ですけれども、アプリを立ち上げたときに何らかの催告の画面を最初に利用の前提として出してしまうなど、様々事業者の工夫次第で色々やる余地はあるのかなと思っております。

それから、最後のID、パスワードを詐取された場合で、それで不正利用が起こった場合の補償についてですけれども、これは各社全て揃っているというわけではございませんが、今回色々、この夏、不正利用事案が発生した際に、弊社もそうですし、各社、利用規約の改定をそのタイミングでしてございまして、これは必ずしも、いわゆる後払いのサービスに限らずですが、いわゆるスマホ、例のコード決済をやっているような事業者は、ユーザーの故意、過失に因らず、あと弊社の場合ですと、直ちにユーザーの方から弊社に連絡をいただくとか、弊社が求める情報、不正利用を確定するための情報を出していただく。こういった行動をとっていただいたことを前提に不正利用分の補償、その分の損害の補償をしますということを利用規約に明記してございまして、規約上、そういうところを書いている事業者は今、大分増えてきているのではないかと思います。

以上でございます。

○岩原委員長　よろしゅうございましょうか。それでは、大変活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。時間が迫ってまいりましたので、このあたりで議論を終えて、次の議題に移りたいと思います。

事務局からの資料であります報告書（案）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。御説明をいただいた後、討議と質疑応答の時間をとりたいと思っております。それでは、正田課長からご説明をお願いいたします。

○正田商取引監督課長　お手元の資料3をご覧ください。報告書（案）ということでございます。事前にご覧いただいておりますので、ポイントだけということで、駆け足で説明させていただきます。

まず、本文に入りまして3ページのところのあたりでは、前回の平成28年改正、それ以前の改正から、消費者保護と利便性の確保というバランスをとりながら法体系を構成してきたということ。その中で、決済テクノロジーが進化する中で、次のページでございますが、4ページ目、今後の規制の体系のあり方といたしましては、こうした技術の進展に対

して柔軟に対応できる規制体系を考えていく必要があるのではないかという基本的な考え方が示されております。

特に4ページの下のところになおという3行がございますが、こちらは前回の骨子案のときに渡辺委員からご指摘がありましたけれども、今回の規制の見直しについては、現行の規制枠組みにおいて目的、リスクに見合った形に規制の内容を見直すものであって、単なる規制の緩和ではないということを明記させていただいております。

6ページから具体的な話に入っていくわけですが、まずリスクベース・アプローチといたしましては、少額、低リスクのサービス、こういったものについて画一的な規制ということではなくて、7ページの下あたりからになりますけれども、このリスクに見合った柔軟な規制を行うということが必要なのではないかということがございます。

特に、8ページに参りまして、少額包括信用購入あつせん業者というカテゴリーを新設して、その際には単に少額というだけではなくて、ビッグデータ、AI等の技術、データを用いた高度な与信リスク管理ができるという意味において、こういったカテゴリーを新設し、その後、9ページなどで規制内容についての分析がございますが、具体的には9ページの下から10ページにかけてですが、1つは登録の基準としての純資産要件についての柔軟化をする。それから、資本要件の見直しを行う。それから、先ほどもありましたが、契約解除の催告期間のところを見直す。催告期間の短縮化につきましては、骨子案では5～10日と書いてあったかと思うのですけれども、こちらは前回でも意見がございましたが、5日は短いという意見がある一方、他方で10日というのもどうかというところがございますので、事前に色々意見をいただいたところでは7～8日程度ではないかということで、例えば7～8日程度ということで書かせていただいております。

また、次の11ページですが、そのほか、登録基準のところ、あるいは契約解除の催告の話以外にも、取引条件の表示や社内体制整備について、少額包括信用購入あつせんについて一定の規制見直しをするということを書かせていただいております。

12ページから与信審査のところ参りまして、最初のところは現行規制と、昨今出ている新たな与信審査手法について述べさせていただいておりますが、こういったものについて、16ページになりますけれども、基本的な考え方といたしましては、技術やデータを活用して支払い可能な能力を判断できる場合には、現行の支払可能見込額調査に代えて、これを実施することができるということにしてはどうかということがございます。これに関し、議論の経過を書かせていただいておりますが、中間整理、消費者委員会様からの意見

がございました。

そういった中で、具体的には、まず1点目といたしましては、18ページの真ん中あたりにありますけれども、指定信用情報機関の運用システムのあり方については、照会、登録項目や営業時間、料金といったことを全て含めて、システム面も含めて改善を抜本的にスピード感をもってやっていくということでございます。

これを前提に、19ページでありますけれども、指定信用情報機関の信用情報の使用、登録義務をどうしていくかということですが、まず使用義務に関しましては、20ページのところにポツが真ん中あたり、3つありますが、現時点においてもビッグデータ、AI等の技術、データを活用した与信審査については、必ずしも信用情報を使用せずとも、一定の支払い能力の判断はできるという状況ではあります。現時点ではそのところ、必ずしも明らかでないということがございますので、先ほどの指定信用情報機関の運用改善とあわせて、現時点では使用義務を維持するということが段階的に見直すということとしてはどうか。また、登録義務に関しましては、使用義務を課すということとの関係で、登録義務を維持するということがございます。

また、21ページからは、これも審議会で色々議論がありました事前・事後チェックについてでございます。事前チェックについては、与信審査手法をきちんと説明責任を持ってプレッジしていただくということ。それから、実際の性能規定で考える場合には、目標値としての延滞率のようなものもまたプレッジしていただくということ。あるいは、少額以外の通常の包括信用購入あつせん業者のところについては、過去の一定の平均水準の中で、振れ幅の中で管理するということをプレッジしていただくといったこと。それから、内部管理体制をしっかりしていただく。そういったことで事前チェックをする。それから、事後チェックにつきましても、定期的なレポートなどできちんと担保していくということを書かせていただいております。

また、24ページから、3つ目の課題といたしまして、QRコード決済事業者等のセキュリティー対策の強化ということでございまして、ここ、様々昨今において、色々な不正利用事案などが生じておりますけれども、結論といたしましては、最終的には27ページ、28ページというあたりにありますが、1つはPSPと呼ばれる決済代行会社、コード決済事業者、それとECモール事業者、あるいは、こうした事業者からクレジットカード番号等の管理などを委託されている受託業者について、35条の16のところの適切管理の義務をかけることとしてはどうかということでございます。

また、30ページからは書面交付のところでございますが、最終的には、まず通常取引条件の表示や、通常書面交付のところを、包括信用購入あっせん業者の義務といたしましては、スマホ・パソコン完結型については完全電子化、それ以外のものについては原則情報提供、購入者等から書面交付の要請があった場合にはこれに応じる義務があるということとしてはどうかと記述されております。

それから、33ページになりますけれども、先ほどございました契約解除前の催告書面の電子化につきましては、スマホ・パソコン完結型については電子化、それ以外については、先ほどいろいろご議論いただいて、それぞれいただきました意見を踏まえて、よく考えていかなければならないとは思いますが、1つの今回の取りまとめの形としては、それ以外の部分については原則書面交付、事前の同意などがあった場合には電子化することを許容するという方向としてはどうかということでもあります。

これに関しまして、32ページの下のところをちょっと見ていただきますと、これは池本委員、あるいは、唯根委員などからも御指摘があったところですが、こうした電子化を進めていくに当たっては、この書面交付における情報伝達の重要性ということに鑑みまして、消費者に対する啓発・教育活動にきちんと取り組んでいくということが必要だろうということでございます。

また、33ページの真ん中あたりに「なお」というところがありますが、完全電子化という新たな手法によることとするに際しては、この啓発・教育活動を進めるとともに、引き続き実施状況、実態把握、検証を見ていく必要があるだろうということでございます。他方、逆に、先ほども御意見いただきましたけれども、段階的な見直しを行うという場合にも、「ただし」と書かれたところがありますが、原則情報提供としても差し支えないのではないかという御議論もありましたので、引き続きこの件については課題を整理しつつ、今後検討を深めていくことが必要であると書かせていただいているところでございます。

また、35ページにつきましては、セキュリティーネットの整備ということで、昨今、情報窃取、あるいは不正利用の手段が巧妙化して、セキュリティーリスクが高まったり、今回のような色々な柔軟化の措置がございます。そういう中で業務停止命令のような履行確保措置をつくってはどうかということでございます。

また、36ページからですが、今後の課題になります。

1つ目は、決済横断法制の点につきましては、繰り返しになりますが、成長戦略の中で具体的なあり方を考えていくという方向にあると思っておりますので、この点につきましてはス

ピード感をもって具体的なあり方のところをきちんと議論していく必要があると記述させていただいております。その際、37ページの上のほうですが、「また」というところがありまして、現行の規制について、そもそもの必要性、合理性は一つ一つ考えなければいけないということでございます。また、そのほかの問題として、RegTech/SupTechの促進、それから新成年への対応、決済情報の利活用といったところがございます。

また、最後の38ページのところになりますが、決済横断法制の議論とも表裏なのかもしれませんが、今後の決済ネットワークのあり方ということで、現行の割賦販売法が想定している射程というところから視野を広げて、国際ブランドとの関係、その他ネットワークのあり方なども含めて、これから様々な観点から検討する必要があるのではないかと書いたことを書かせていただいております。

さまざま御議論あるかと思いますが、御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

○岩原委員長　　どうもありがとうございます。それでは、ここから17時50分頃まで討議と質疑応答の時間にしたいと思います。事務局から御説明いただきました各資料の内容について、御不明点に関する確認、御質問や御意見など、御自由に御発言いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。それでは、田中委員。

○田中委員　　ちょっと繰り返し、しつこいようですが、指摘だけはさせていただきたいと思っておりますが、20ページになりますか。信用情報機関の使用義務についてですけれども、現実、データの活用をする与信について、必ずしも指定信用情報機関の情報を使用しなくても判断することができるのではないかとということから、そもそも議論が始まっていたはずで、それを担保するためにプレッジ・アンド・レビューという考え方を運用してみましようということになったという認識をしているときに、その上で、使用義務を課すというのがいまいよく分からない。意図として、必ずしも技術、データの活用をする与信審査に指定信用情報機関の情報を加えた分析をせよとっていることではないのだろうとも思うのですが、そのあたり、改めて御説明いただきたいというのが1点です。

あとは、後段のほうになりますが、今後に向けてというところで、横断的法制の話、それからネットワークのあり方の話といったあたりは、日本全体として、どういうキャッシュレス、あるいは決済の方向性を目指すのかという議論とともに、ぜひこれからもきちんと議論していただきたいと思っております。必ずしもネットワークのあり方というよりは、エコシステム全般をクレジット、デビット、プリペイドを含めて考える必要があるだろうと思

いますというのが2点目です。

もう一点ですけれども、今回、私、今年から初めて委員としてこちらに座らせていただきましたが、色々なテーマを議論させていただいたのですが、多分に定性的なお話ばかりだったなと思っています。定量的なデータがほぼ無く、その状態で議論するというのはなかなか、自分の過去の経験と勘に頼るみたいなのところがあって、それでも意見は言わせていただくのですけれども、RegTech/SupTechを推進するというお話もありますが、できれば今後の議論ではなるべく様々な実態のデータを踏まえた議論ができるような形にさせていただくのがよいのかなと思います。

例えば今回のテーマでも、それこそ技術、データを活用した与信みたいなのところでも、各社、支払可能見込額調査の数式を当然使っているとして、独自の分析もしているカード会社も結構あるはずで、実態としてどのぐらいの会社が独自の分析もしているのかとか、支可帳で計算される額とどのぐらい乖離があるのかとかという話があったほうが今回の議論はしやすかったと思いますし、後段のほうでも、QRコードのセキュリティーみたいなのところも、ここでは漏えいの数字は出ていましたけれども、実際漏えいだけがデータとして必要なものだったのではないと思いますし、今日の書面交付のところも、具体的に催告書面はどのぐらい年間出されているのでしたっけというところは、実際に電子化したときにどのぐらいのコストにはねるのかというところの参考の数字には絶対なはずですので、そういったところ、どうやってデータを集めるのだという話はあるかと思いますが、また今後、今回の議論を後で改めて評価するということには必要になる数字だと思うので、そういった観点でもデータをきちんと収集して活用するということは意識していただきたいと思います。

以上です。

○岩原委員長　それでは、正田課長。

○正田商取引監督課長　3点いただいたうちの1点目でございますけれども、使用義務のところについてですが、これはこの議論をした第26回の際にも申し上げましたが、使用の仕方ということに関しては現行法の運用と変わりがないという認識でございます。現行法の運用につきましては、法律上、使用しなければならないと書いてあり、それがどのような事項を使用するかということについては省令で書いてございますが、それをどのように使うかということに関しては、基本的には事業者の方々の判断に委ねられているという部分がございます。

その際にも御説明申し上げましたが、いわゆる「年収＋預貯金－クレジット債務－生活維持費」という、この算定式に当てはめるための1年当たりで支払うクレジット債務額も当然使用する事項の1つではございますけれども、それ以外にも使用しなければならない事項としては、延滞があるかどうかといった異動情報の話であるとか、年間の額ではなくて総債務額なども使用しなければならない事項に入っているわけですが、そういったものは特段、算定式や何かがあるわけではなくて、こういったものも含めてどのようにこういった信用情報を使用するかというのは事業者の方々の判断に委ねられておりますので、そういう意味では、その運用については今後も同様に運用されると認識しております。

補足でございます。

○岩原委員長 田中委員、どうぞ。

○田中委員 どう使うか委ねられるのかというのは、それはやはり使わなければいけないということであって、独自の分析といっても、一定程度の使わなければいけないデータに関して制限というか指定が入るという意味であると理解してよろしいですか。

○岩原委員長 正田課長。

○正田商取引監督課長 その点については、色々な御意見はあったとは認識しておりますが、ここでの整理の方向性としては、そういった省令で決められている信用情報について、これを使用するということであることには変わらないということでございます。

○岩原委員長 二村委員、どうぞ。

○二村委員 ありがとうございます。まず今回、今までの小委員会での議論、かなり多岐にわたり、かつ闊達になされたものをこのような短時間の中で報告書案を非常にきれいにまとめていただいたということで、事務局に感謝申し上げたいと思います。その上で、それでもやはり幾つか注文はつけたい。注文をつけないと多分、岩下委員がこれで安易に賛成するかお前はとって怒っていきそうな気がするのです。

それはとにかくとして、1つは、再三申し上げているとおり、今回は少額事業者ということで新たな制度を作るという方向での報告書なのですが、余り細かく制度を作り過ぎると、それはそれでまた規制コスト、対応コスト、あるいはそれに対する当局の監督なども複雑化していつてしまっていて、社会全体としては逆にコスト高になってしまうという懸念がある。今回の第一歩としてということで、言ってみれば仮免的に了解するという趣旨で私は理解しております。これが恒久的にずっとこうあるべきだというものでは決してないのだと思っております。これが1点目。

2点目が、横断化については、おまとめいただいたところで、成長戦略実行計画等を利用していただいているものの、ぱっと見ると横断化のために横断化を議論するというようにも見えなくはない。つまり、何のために横断化をするのかということ自体がこの小委員会の中で突き詰めて議論されきっていないという懸念があります。本来は横断化を行っていくということは、法制が分断化で規制当局が別々になっており、あるいは一部全くその規制がないという状態で、バランスを欠いた状態、それが諸外国と比べると一気通貫のサービスを妨げているのではないかという問題関心があったはずなのです。そういう点で国際標準、あるいはそれを上回るようなサービスを実現していくというために横断化は議論されるべきであって、そこを抜きにして、ただ横断化がいいです、あるいは横断化を検討しましょうというのはやはりちょっと議論を矮小化するのかなという懸念をもっております。

今、国際標準、あるいはそれを上回るサービスを実現と申し上げましたが、他方で、我が国の中で積み上げてきた歴史も抜きにしてはいけないというのは第25回るときから私が申し上げたとおりで、特に割賦販売法の場合には、前回の改正も含めて、マーチャントサイドを非常に意識した部分をもっているわけです。この部分をどうしていくのかということ抜きに横断化は語れないはずなのです。デビット、プリペイド、いずれもマーチャントサイドを持っていますが、銀行法、あるいは資金決済法の中でマーチャントサイドに触れる部分は非常に薄いという認識です。ここについてもきちっと整理し、ただ、では全部同じように厳しい規制を突っ込むのがいいのかというと、それは先ほど申し上げた国際標準を上回るサービスを実現するいうところに阻害要因になりはしないか。そういう観点で今ある規制の中身が果たして合理的な目的、あるいは手法になっているかということ再度とり直しながら、横断化というものは検討しなければいけないというものと理解しております。

それと、横断化を今このペイメントというところだけで共通項を括り出そうとしていますが、これも前回申し上げましたけれども、決してそれに収斂するわけではなくて、信用供与を伴うクレジットカードと、預貯金の払い戻しに近いデビットというものでやはり性質が異なる部分があるわけです。性質が異なる部分をどう見ていくのかということも横断化の中で非常に重要なポイントで、そのところもできれば報告書の中で、性質が異なるということも踏まえつつ検討していくということを明記していただいたほうがよろしいかなと思っている次第でございます。

以上でございます。

○岩原委員長 他に何か御質問、御指摘ございますでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 池本でございます。私もまずは、何よりも事務局で今回この取りまとめ、御苦労いただいたということについて感謝申し上げたいと思います。ですから、ここの文言をこう変えてくれということについてはもう控えることを前提に、ただ、これの意味合いというか、今後の読み取り方、あるいは進め方ということで要望を申し上げておきたいと思います。先ほど来議論が出た20ページから21ページの信用情報の使用義務、登録義務に関するところでは、

20ページの中ほどのところに、現時点では使用義務を課すこととし、その後、与信実態を踏まえつつ、段階的に見直すことを検討するとあります。段階的に見直すというのが、その次はさらなる緩和を前提にするのですよということは決して確定するという意味であってはならないと考えますし、むしろ今回、少額与信のFinTechの事業者から出てきたところでは、現在の信用情報機関がコスト面や手続面などで非常に使い勝手がよくない。これを前提に参入していくということはハードルが高いということが出発点であったのだらうと思います。その点がある程度解決できれば、各社が独自に持っている色々なデータ、ビッグデータを活用していくという中で、業界全体での当該契約者の債務額がわかるというのは常識的に考えても極めて有用な情報であるはずで、

ましてや、既に滞納があるとかないとか、他の事業者での実績もみることができれば、もちろんそれをどのくらいの考慮要素にするのかというのは画一的でないというのは事務局からご説明があったとおりでありますが、極めて有用なものである。それをコスト面や手続、手間の面でなかなか使い勝手が悪いから、もうそれは離れて独自のシステムでやっていくということを各社がやっていけば、結局、信用情報機関という、この分野で作ってきたこの部分そのものが空洞化していくという方向になってしまうのではないかと。むしろ、それをより精度を上げ、あるいは使い勝手を良くして、今の時代の制度の中に、きちんと中心に位置づけていくという努力をしていただければ、この状態であれば今後も段階的に見直すということも続けて良いのではないかと、制度設計の面についてさらに検討していくということに、むしろ発展的な議論につながっていくのを期待しているところでは、

その意味でも、21ページにあるように制度の段階的な見直しについては、やはりデータをきちんと集めておいていただく。先ほど定量的なデータが今回不十分ではないかという

御指摘がありました。むしろ今後この辺りについては、きちんとデータを集約した上で、さらに緩和が必要なのか、それとも信用情報機関の制度についてのさらなる見直しが必要なのか、あるいはどの方向で何を変えていくことが業界全体にとってプラスなのかという議論になっていくのではないかと考えます。そういう意味でここの意味を捉えるべきだということを意見として申し上げることで、表現としてはこの後やはり変えてくれということ、もう收拾がつかないでしょうから、ここは読み取り方はそういう意味もあるということ、議事録に残していただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○岩原委員長　ほかにいかがでしょうか。加毛委員。

○加毛委員　私は報告書の文言を変えていただきたいということではない、今後のお話ということで2点申し上げます。

まず10ページのところで、これは恐らく規制緩和の方向に働く話なのだと思いますけれども、一番上のところで純資産要件の話が出ています。この点について議論した際に、二村委員からも非常に適切な御指摘があったところだと理解しておりますが、そもそもなぜ純資産要件が課されているのかということも、必ずしもよく分からないところがある。必ずしもよく分からないところがある中で、今回①、②、または③という形で3つくらいの方角性が示されているわけなのですが、恐らくこの点については今後、そもそも論に立ち返った検討をすべき、そういう必要性があるのではないかと思います。その点のみメンションしておきたいと思います。

2つ目は、これもやはり先ほどの二村委員の御発言、御指摘の関係なのですけれども、横断化法制のところ、36ページから37ページにかけてです。先ほど違いにも着目すべきだという御発言がありまして、それは全くそのとおりだと私も思います。とりわけポストペイについては信用供与という側面があり、単なる為替とは異なるところがある。決済横断法制という言葉が使われるときに、この決済が一体何を含んでいるのかということが省庁の審議会によって違うようなところもあるという印象を受けておりまして、そういった意味ではデビットカードとクレジットカードはかなり違うところがあるだろうというところがあり、そういったところを無視して横断化が先にあるという議論はやはり差し控えるべきであろうと思います。

以上2点、申し上げます。

○岩原委員長　他に何かございますか。沖田さん、どうぞ。

○沖田様　　まず、読み取り方の確認を含めて微細な点を2点申し上げたいのですが、御確認させていただきたいのですが、まずは20ページ目の指定信用情報機関に関して、使用義務を続ける一方で、先ほどのお話の中で、どう使うかについては事業者に委ねるといふ御意見があったかと思うのですが、これは現行の使用資産のほう、24時間化ですとか、APIの提供というところを進めていくという話がありましたが、一方で少し時間がかかってしまうので、恐らく5万円ですとか10万円ということであれば、従前の事前に信用情報を確認するというのではなくて、例えば翌日のような形で事後使用するといったものであれば、さしたる問題は出ないのだろうというところでありますので、どう使うかというのは事業者に委ねるといふところで、そういった柔軟性が確保されているのであれば、利用者も、それから事業者も使用義務を続けたとしても、不利益の範疇というのは非常に少ないのではないかといふところが1点でございます。

2点目は、32ページ目の部分で、書面の電子化というところで、利用者からの求めがあった場合という記載があるかと思うのですが、例えば事業者が完全電子化のサービスですとうたった上で、それを明記して、利用者の方が納得して申し込んだのであれば、電子化だというのは恐らく皆様の全体のコンセンサスではないかと思うのですが、例えばそういった場合でも希望者が事後的に書面を要求すると。その場合、出さないといけないという形になりますと、前回の議論のとおりで、そうなってしまうと事業者はやはり両方用意しておかなければいけないという形になって、結果としてコストも下がりませんし、それは利用者にしわ寄せが来てしまうという形になりますので、そういった重箱の隅をつつくような形で、実際の骨抜きにならないような運用を担保していただくと、事業者、実際の利用者双方のメリットになるのかなという点で思いました。

最後は、折角なので少し抽象的な意見を申し上げたいのですが、イノベーションの観点で申し上げますと、今日は書面ですとか電子化の話があったかと思うのですが、既存の技術の観点でいえば、当然であります。書面も完璧なものではないというところで、フィッシングの話もありましたが、フィッシングというのは決してインターネットや電子的なものに限ったわけではありませんで、書面ですとか電話でもできるというものです。事実、振込詐欺はほとんど電話で行われていると思うのですが、これは犯罪者のコストが高いので起きづらいだけであって、実際は技術の観点で言えば、書面もそういったこともできますし、偽造も当然可能です。一方で、先ほど吉川さんからありましたけれども、デジタルの場合はより工夫しやすいというところもあろうかと思えます。

何を申し上げたいかという、一般にイノベーションの観点、私、産学両方でやっているのですけれども、既存の技術に不具合があっても、今までずっと何十年もやっているから仕方がないのだと。一方で、新しい技術になると100点でないといけません、一分の隙もあってはいけませんという議論に陥ってしまうことは残念ながらありまして、それを続けてしまうと、どうしてもイノベーションを阻害するということで、それは結果としては機会損失が利用者にもかかってしまうという点でございます。今回そういった議論はほとんどなかったように記憶しておりますし、先ほども田中委員ですとか池本委員からも、要は現実に基づいたEBPMで今後進めていったらいいのではないかというご意見もありましたので、ぜひそういったところをお願いしたい。

いずれにしても、大変すばらしい報告書だと個人的には感じておりまして、特に冒頭、10月のときに審議官からも安心・安全、利便性、イノベーションフレンドリーというところ、バランスをとった議論をという御言葉があったかと思うのですけれども、まさにそういった議論になっているのではないかというところを感想として付け加えさせていただきます。ありがとうございます。

○岩原委員長　ほかにございますか。では、翁委員。

○翁委員　私、欠席が多くて申し訳無かったのですけれども、この報告書に関しましては、利用者の利便性と安全性の両立という観点で様々な課題になっていたところを色々バランスよく整備してきて、新しい少額の事業者の環境整備など基本的には賛成しております。

ちょっと気になっている点を幾つかだけ述べたいと思うのですが、これからこういった事業者はデータを活用して色々なビジネスを展開していくということになりますし、AIを活用してどんどん色々なビジネスを展開していくということになっていきますと、やはり監督側の専門性が非常に重要になってくると思うのですが、現状、もちろん登録制で良いわけなのですけれども、そうしますと、地方の経済産業局が今その監督を担当されているわけでございます。ですから、その意味で、どんどんそういったAIの活用とか進んでいく事業者を考えた場合には、専門性と、そういった監督体制をどのように両立していくのかということがやはり非常に重要になってくるのではないかと思います。

あと、柔軟化については、政府が課す規制に加えて、自主規制というものとどのように組み合わせていくかということも非常に重要な要素だと思いますので、金融庁でも同じような議論をいたしましたけれども、事業者のほうでどのように考えるかということとも組

み合わせて柔軟化を考えていくということも大事なのではないかと考えております。

最後のところで決算横断法制のことが書いてございますけれども、私は今、経済産業省と金融庁に分かれてこの分野をやっているということに伴う色々な課題はあると思っております。例えば利用者から見れば、クレジットカード一つとっても、オートチャージでプリペイドカードを活用するとか、全てサービスが融合した形で提供されてきているという状況になっています。そこが分断されていないかどうかというか、そういったところで一元的に見ていくということの必要性は、今後オープンAPIとかで、色々な事業が、エコシステムとして色々ビジネスモデルが提供されるようになってくればくるほど、こういう問題に直面することが多くなってくる可能性はあるのではないかと思います。そういった点で、より一層の横断的視野というか、金融庁と経産省の連携がより必要になってくるのではないかと思います。特に、利用者保護の観点からそういう方向が必要と思っております。

それと、シンガポールでは、Eウォレットとかクレジットカードの決済アカウントの維持管理とか、そういったところも含めた形で送金とかアクワイアラーについても一緒に見るということになっているペイメントサービスビルというのができたわけです。そこでの発想も、恐らく決済サービスは、さっき加毛委員が仰ったように、クレジットについて信用供与の部分があるというところは、しっかりとまた違う機能で見ていく必要があることはそのとおりだと私も思っているのですが、一方で、融合して色々なサービスが出てくるという方向に間違いなくて、事業者にとってもより利便性が高い、事業者にとって色々なビジネスモデルが自由に展開できるといった意味で、恐らくこういった横断的な視野でのペイメントサービスビルというのができたのではないかと考えております。その意味でも戦略的にこういった分野を強くしていくという意味と、利用者の視点に立って、すぐく融合しているサービスが提供されてきているという意味において、より一層横断的な視野で見ていく必要が出てきているのかなと思っております。

いずれにせよ、この分野は非常に国際的な競争が激しく行われている分野なので、ビジョナリーな形で発信していくということも国としては非常に重要なのかなと思っておりますので、こういった点も検討をより一層深めていただければと思っております。

感想でございますが、以上でございます。

○岩原委員長　　どうもありがとうございます。それでは、藤原委員、お願いします。

○藤原委員　　報告書はよく多種多様な意見をおまとめいただいたと思っております。そ

れで規制とイノベーションですけれども、先ほど沖田さんが言われたとおりだと私も思います。ただ、そのバランスが大事だというのは、例えば電子書面については御指摘のとおりだと思います。しかしながら、他方、例えば22ページにあります個人情報保護の問題になると、やはりこれは目的外使用等の問題を含めて、事前が大変重要になってくるということで、規制の緩和についても事前・事後のバランスということが重要だと思いますので、その点を含んで事業者の方々には周知していただければと存じます。

以上です。

○岩原委員長　それでは、沢田委員。

○沢田委員　ありがとうございます。おまとめ、お疲れさまでございました。翁委員が仰ったこととかなり近い話なのですけれども、これまでの議論は、どちらかというとサプライヤー側の見方に寄っていたところがあり、消費者は保護される存在としてしか出番がなかった気がしなくもないのですが、消費者としても、便利で低コストで使いやすい決済サービスや金融サービスが欲しいです。それを実現するために、現在の規制体系は、省庁をまたがっている部分も含めて、どこが問題で、どこをどう直していくのが将来的にはいいのか。一遍にはできないにしても、少しずつどういうアクションプランを作っていくのがいいかということはぜひ考えていただきたいと思います。

といいながら、いきなり細かい話になってしまうのですが、今、藤原委員が22ページの話をしてくださったので、そこに乗かって一言だけ言わせていただきます。繰り返し発言させていただいた個人データの取り扱いについて報告書に載せていただきまして、ありがとうございます。表現で気になったのが、黄色マーカーの2行目、「利用目的に反しないよう」というところです。2行下の「利用目的との関係を明らかにする」とつながると、ちょっと前後関係がおかしいというか、つながが悪いなど。その下の「適切な取り扱いを行っている」結びつくのならいいのかもしれませんが、それでも「利用目的」が重複してしまう。

修正案をご提案した趣旨は、藤原委員が仰ったように、利用目的曖昧にして、与信審査に使うことをはっきり言わずにごまかすことがないようにということです。利用者の意に反したデータ利用が行われてはいけないと言いたいのですが、法令との関係でそれは言い過ぎだとすれば、そういう利用を行うことが利用者にも的確に伝わるようにしてほしいです。本当は「利用目的に反しないよう」に変えて、そういう表現に直していただければいいのですが、何となく今さら修正の提案をしてはいけない空気になっているので、池本委員に

做って議事録に残してくださいということでお願いしたいと思います。

以上です。

○岩原委員長　それでは、丸山さん。

○丸山様　FinTech協会の丸山でございます。今回、イノベーションと安全性のバランスということで、非常にすばらしい報告書をまとめていただきまして、ありがとうございます。特に我々FinTech、イノベーションサイドとしましては、今回、少額の事業者、性能規定、スマホ、ウェブ完結型、結構新しい定義が生まれてきたものと思っております。今後この報告書を基に実務的な部分を詰めていくということだと思っておりますので、日々、新しいサービスとか生まれておりますので、我々もぜひ実務的な観点を踏まえて良い制度に貢献させていただければと思っております。

もう一点、最後、仲介、横断のところのお話で1点、例えばこんなお話が今後あったらよいのかなという、ここは感想に近いところを述べさせていただきます。今、我々、キャッシュレスを色々広げていく上において、利用者がさることながら、これが本当に現金が無くなってキャッシュレス中心になると、加盟店で取り扱う店員さんも要するに一消費者、利用者になると思っております。そういう観点から見たときに、幅広い人がどれだけわかりやすく使えるかという意味において、先ほどマーチャントの議論がありましたが、マーチャントに対する規制ではなくて、店頭でどれだけ効率化ができるのか、わかりやすいのか、ミスがないのかという観点で見たときに、果たして今の法制度は便利なのか。例えばこういう観点を入れてみて、横断法制度というよりは、加盟店の店員さんも今後現金を扱わなくなっていくような社会が来たときに、どういう観点になるのか。このような議論が今後なされていくことを期待したいと思っております。

私からは以上です。

○岩原委員長　他に何かございますでしょうか。與口さん、どうぞ。

○與口様　今回、短期間でこのような報告書をまとめていただきまして、誠にありがとうございます。これからの話ということで少々お話をさせていただければと思うのですが、今回、技術やデータを用いた審査手法の導入については大変画期的なことだと思いますし、そういう手法によって、より精緻な与信審査が可能になるということは利用者にとっても、事業者にとっても大変有意義なことだと理解しております。

ただ、一方で、これは以前にもお話をさせていただいたのですが、中小の事業者にとっては、そういった審査手法に必ずしも直ちに取り組めるかということ、体力的にもな

なかなか難しい点があると考えてございます。従前はそのために支払可能見込額調査も並行的に残していただきたいというお話をさせていただいたかと思うのですが、今回色々とお話をさせていただく中で、当分はそういう考え方だと理解しているものの、一方で、今後技術やデータを用いた審査手法が、非常に精緻な与信ができるのだということが実証されていて、ある種、一般的になっていったときに、いつまでも支払可能見込額調査を続けることができるのかということについて若干の疑問を感じてきております。

これももしかすると以前お話をしたのかもしれないのですが、将来的にはそういう中小事業者も活用できるようなスコアリング会社のようなものが存在しているといいのではないかと考えると、ただ、一方で、これも前に御指摘いただいたかもしれませんが、個人情報保護との関係ではそういう一般の企業が個人のスコアリングを事業者に提供することについては、なかなか難しい点があるとも思っております。例えばということなのですけれども、指定信用情報機関のようなところでそういう個人のスコアリングを提供できる環境も整備しておくというのも1つの方策ではないかと思っております。そういう意味では、今後そういう環境整備もあわせて御検討いただくとありがたいというのが1点目でございます。

それから、少額の信用購入あつせん業者についても、今回様々な事業者がビジネスチャンスを得られるということもまたとても有意義なことだとは思っているのですが、今回非常に時間の限られた中で、関係する全ての項目を網羅的に検討するという事は当然難しかったとは理解しておりますので、やむを得ないとは思っているのですが、実際に法令に落とし込むときに、どのような規律の仕方をされるのかというのが、どうもこの報告書を読んでも必ずしも見えてこない点があるようにも思えます。これから法令に落としていく際に、実際の運用ですとか、現行の包括信用購入あつせん業者との規制とのバランスのようなどころについても、同じ割賦販売法の中で、リスクも余り変わらないのに規制が違うというアンバランスが起きないように御留意いただくと助かるというのが2点目です。

最後でございますけれども、ちょっと細かな話で大変恐縮なのですが、28ページ目のところでクレジットカード番号の適切な管理義務をPSPですとかECモール等に今後課していたらどうだろうということで御提案いただいているところなのですが、これも関係者の方が当事者として適切な管理を行ってもらえるということについては方向性としては大変良いお話だと理解しております。

ただ、ここの包括的にといいますか、決済システムの中で多量なクレジットカード番号の取り扱いを受託する事業者に対しても義務をかけたらどうだというお話になっているのですけれども、例えばここの部分で、ECモールさんも入っていますので、包括加盟店と言われているような、大型の百貨店とか、ショッピングセンターとか、こういったところもこの対象になるということになると、この場にはそういう方々はいらっしゃいませんので、この方々が具体的な法制化に当たって、ちゃんと自覚して、ある程度納得できるような形で義務化ができるように、何か意見を聞かれるとか、そういうことをやっていただけると、後々の実効性の確保の点でいいのではないかと考えておりますので、ちょっと余計なことかもしれませんが、付け加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○岩原委員長　それでは、辻さん。

○辻様　ありがとうございます。報告書の取りまとめ、本当にありがとうございます。2点ございまして、1点目は、FinTechのプレーヤーとしても、今回の少額包括信用購入あつせん業者の新設は非常に大きなことだと思っております。すばらしい進展だと思っております。我々のようなFinTechのプレーヤーがテクノロジーでどこまで便利にできるのかというのを、サービスを通して実現していかないと、こういう議論ももったいないことになると思いますので、我々プレーヤーがしっかり価値を届けていくことが改めて大事ななと感じました。

2点目、紙であるとか、データ化であるとか、この辺の議論はなかなか難しく、家にいなかったら紙はもらえないではないとか、データはどこでももらえますとか、いろいろメリット、デメリットはありまして、ちょっと大きな話になるのですが、デジタルディバイドの話は色々な委員会とかに常に出ていまして、なかなか宗教論争的なところで、全員が助かるというのは難しいですけれども、一方で社会コストが上がり、事業者のコストが上がると、結局、損をするのはユーザーであるとか、我々国民になるので、もちろん切り捨てるのは良くないのは重々あれなのですが、どこまで助けて、どこまで社会的なコストを下げていくのかみたいところは、大きな指針がないと、個人個人の価値観になってしまうので、結構議論が噛み合わないなというのはいつも思っています。

答えはないのですけれども、仮にうちの母親を思うと、例えば紙でもらうとコストが発生していますので、200円払わないといけないと。ところが、LINEを登録すると無料だよという、うちの母親はきっとLINEに登録しまして、LINEで受け取るという形になるので、

インセンティブをつけて、社会コストをなるべく安くしながら、そういうコストも一部負担していただくみたいな考え方は今後ますますどこかで必要になると思うので、これは非常に色々な意見があるのはもちろん存じ上げているのですが、一般論で恐縮なのですが、助けながら社会コストを下げるという方法をみんなで考えていく必要があるのではないかなと思った次第です。どうもお疲れさまでした。

○岩原委員長　他に何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、大変活発なご意見をいただき、誠にありがとうございます。そろそろ時間も迫ってまいりましたので、このあたりで議論を締めくりたいと存じます。もし最後に特にとご意見があれば伺いますが、よろしゅうございますか。それでは、本日は様々な御意見をいただきました。その中で修正すべきものについては、御発言された委員の方と調整し、最終的な形とすることが必要になりますので、その点につきましては私に御一任いただくということでよろしゅうございましょうか。どうもありがとうございます。それでは、委員長一任ということで、私のところで責任をもって最終的な報告書の形として公表して参りたいと存じます。各委員の皆様におきましては、割賦販売小委員会での御議論に御協力いただきまして、大変厚く感謝申し上げます。

では、最後に藤木商務・サービスグループ審議官から御挨拶をいただきたいと存じます。

○藤木商務・サービス審議官　本日に至るまで中間整理前を合わせますと9回やった計算になるわけですが、大変熱心に御議論いただきまして、また、色々な角度から貴重な御指摘をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げたいと思います。

何人かの先生方から御指摘いただいておりますけれども、例えばリスクベースのアプローチであるとか、性能規定の導入ということで、これまでにない新しい視点からの議論ということでやらせていただいたわけでありましたが、繰り返しになりますが、やはり利用者の方の安全と利便性をいかにバランスさせるのか、そしてもう1つは、イノベーションというものをどう取り込んでいけるのかという問題に対して、我々、今日まとめたところはまさに、これも多くの委員から御指摘いただきました一步にすぎないと思っております。これからやっていかなければいけない課題は多々あるわけでありまして、最後のほうにちよっと言い訳のように書いてある今後の課題という部分があるわけでありまして、まさにこういったところがこれからますます本質的な意義をもつと思っておりますので、ぜひとも委員の皆様方には今後とも色々な形で御指摘、あるいは、我々に対するインプットをお願いできればと思っております。

それから、まとまった報告書に関しましては、これもまた具体的な制度化ということで、法制的な実務に落とししていくという作業になってまいります。この段階でもまた色々皆様から実務の面、あるいは法律的な考え方の面、様々アドバイスをいただきながらやって参りたいと思っております。

今回のこの報告書を起点として、1つはそういった実務的な作業、もう1つはさらに大きな方向に向けた議論ということで、我々、これからもしっかりやっていきたいと思しますので、ぜひともご指導をよろしくお願いします。委員長をはじめ、皆様方には改めて感謝を申し上げて、一言御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○岩原委員長　どうもありがとうございます。私からも一言、皆様に御礼を申し上げたいと思います。皆様、大変熱心に、かつ非常に鋭い御意見をたくさんいただきまして、誠にありがとうございます。私といたしましては、報告書の最後にあります横断的な法制、これは幾人かの方が御指摘いただきましたように、決済だけではなく、信用供与等も含めた金融サービスの横断的な法制ができることによって、よりシームレスな金融サービス、より高度な金融サービスが日本で提供され、そして国際的な競争力を持った金融サービスが提供されるようになってほしいと思っております。本当に皆様、どうもありがとうございました。

以上をもちまして小委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございます。

——了——